

恵庭市水道料金等徴収業務委託に係る  
公募型プロポーザル選定基準

令和4年6月

恵庭市水道部経営管理課

## 恵庭市水道料金等徴収業務委託公募型プロポーザル選定基準

この基準は、恵庭市水道料金等徴収業務委託公募型プロポーザルによる受託候補者を選定するため、参加事業者から提出された業務提案書及び提案見積書（以下、「業務提案書等」という。）の内容を可能な限り客観的に評価するための基準として示すものである。

### 1 仕様書の内容及び対応確認による審査について

仕様書の内容を満たすことが参加の前提条件であるため、公募型プロポーザル参加資格確認通知書にあわせ、業務仕様内容確認・対応確認表（第3号様式）の提出により、仕様書の各項目が満たされていることが確認されたものを業務提案書等及びプレゼンテーション審査の対象とする。

### 2 業務提案書等及びプレゼンテーション審査について

#### (1) 評価基準表（200点満点）

評価項目			配点	
大項目	中項目	小項目		
提案者に関する項目	業務執行技術力	同種・類似業務の実績、資格、専門分野の適切性等	20	
	地域貢献	恵庭市内に本店、支店・営業所があるもの	10	
提案書・ヒアリング等に関する項目	実施体制	指揮命令・管理監督系統の在り方、業務従事者数、配置、構成等、地元雇用や地元企業との取引への考え方	20	
	担当者評価	経験年数、実績、資格、学識経験等	20	
	本市への精通度	本市における業務実績、本市との関わり等	20	
	業務の理解度	料金、検針、収納等各業務の連携・協力、業務知識の共有対策	20	
	提案内容		実施フロー、工程表等の的確性	10
			住民サービスや業務品質の向上に資する内容	10
			独創性とその実現性	20
実施効果		20		
事故防止対策、事故発生時への対応	主体性、報告体制	30		
配点合計			200	

## (2) 審査方法

業務提案書等に記載された内容について、次の審査方法に従い得点化します。

### ア 評価基準（段階制）

評価段階	採点基準	採点
5	極めて評価が高い、非常に有効である	配点×1.0
4	評価が高い、有効である	配点×0.75
3	普通	配点×0.5
2	やや評価が低い、あまり有効ではない	配点×0.25
1	評価が低い、有効ではない	配点×0.0

### イ 順位の決定方法

アにより算出した採点結果の審査員の平均点のうち、最も点数が高い事業者を受託候補者とする。ただし、各小項目について全ての審査員の合計が0点の場合は失格とする。

## (3) 評価の着眼点

評価は、業務提案の内容が全体として本市の上下水道事業のサービス向上につながるもので、主に評価項目（小項目）に挙げた業務内容に対する理解度、提案内容の実現可能性（実効性）、実施手順や社員配置の妥当性、問題解決への積極性・主体性を重点的に審査する。

提案内容の実現可能性（実効性）については、受託実績から事例を取り上げるなど、それを証明する根拠が明確に示され、信頼度の高い内容であるかを重点的に審査する。

業務内容に対する理解度ならびに積極性・主体性については、下記の評価の例示に留まることなく、評価項目の小項目から受託事業者として必要と考える内容について、積極的な提案を審査する。

### ア 業務執行技術力

様式第3号「同種・類似業務受託実績調書」にて下記の要件を満たした者の参加を認めており、同種業務の受託実績数等により評価する。

[参加資格 抜粋]

北海道内の給水人口が5万人以上の事業体で、窓口・受付業務、開始・清算業務、検針、調定、帳票印刷、収納、徴収、給水停止等の一連の業務を3年以上継続して受託した実績（現在履行中の業務を含む）を有し、かつ本業務の適正な履行に必要な人員を配置できる者であること。

### イ 地域貢献

恵庭市内に本店、支店・営業所があるもの

### ウ 実施体制

#### ①業務組織内容

- 水道料金等徴収業務委託を履行するにあたり構築する予定の組織内容を、図式、表などを用いて提案したものを評価する。
- 担当業務、決裁ルート、チェック体制等の管理体制及びその他事業者本社（本部）との関わり

り方を評価する。

- ・受託者における業務従事者の地元雇用、雇用形態、給与水準及び福利厚生等の雇用条件に関して評価する。

#### ②業務従事者数積算の根拠

令和4年3月末時点で10名により業務を実施している（検針員を除く）。業務従事者の人数を示し、この人数から変動する場合、あるいは同数の人員配置を予定する場合についても、人数の積算根拠が明確に示されているか、妥当性が高いものか、効率的な配置とされているか、評価する。

#### ③受託者としての指揮命令・管理監督系統の在り方

- ・水道料金等徴収業務委託の業務全体を統括する者の役割と考え方及びそれに基づいた意見集約やコミュニケーション方法、人材育成等、具体的な提案について評価する。
- ・この他に事業者本社（本部）と統括する者の関わり方や受託事業者として必要と考える内容について評価する。

### エ 本市への精通度

自治体毎に給水人口や地域性は異なることから、本市における業務実績や本市との関わりを評価する。

### オ 業務の理解度

- ・料金、検針、収納等各業務担当間の連携・協力、業務知識の共有対策。
- ・担当間の連携協力の目的をどのように捉え、水道料金等徴収委託業務に即した内容として具体的な方法、事例を示されているか、その提案内容は妥当性が高いものか、実現可能性の高い内容であるかを評価する。

### カ 提案内容

- ・上下水道事業全般を通じて、住民サービスや業務品質の向上に資する自由な提案を独創性とその実現性、実施効果について評価する。

### キ 事故防止対策、事故発生時への対応

- ・事故の未然防止に関する考え方や、具体的な方法、事例について評価する。
- ・事故や苦情等によってトラブルが発生した場合又は、トラブルが発生する可能性が高い滞納者に対して折衝しなければならない場合等において、どのように対応するか、具体的な方法、事例について評価する。

## 3 最終委託事業受託候補者の選定方法

恵庭市水道料金等徴収業務委託公募型プロポーザル選定委員会の委員は、評価基準に基づき、各参加事業者の業務提案書等の審査、評価及び採点を行い、各委員の評価の合計点の平均点（小数第2位を四捨五入）を算出する。なお、最低合格点については100点とする。

この評価点数の最も高い事業者を受託候補者として決定する。